

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第42期岩手県労働委員会委員の使用者委員の補欠委員を任命したいので、次のとおりその候補者の推薦を求める。

平成21年6月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 推薦者の資格 岩手県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分とする使用者団体
- 2 被推薦者の資格 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者
- 3 推薦期間 平成21年6月2日(火)から同月16日(火)まで
- 4 推薦手続 被推薦者の氏名及び年齢、被推薦者の所属する団体の名称、当該団体における被推薦者の地位並びに当該団体に上部団体がある場合にあつては、その名称を記載した推薦書並びに被推薦者の本籍地、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、労働関係経歴及び賞罰を記載した履歴書を提出すること。
- 5 推薦書等の提出先 岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室
- 6 その他
 - (1) 使用者委員の欠員数は、1人であること。
 - (2) 詳細については、岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室に問い合わせること。